四　法第九十七条第三号に該当する場合にあっては、当該届出に係る子会社に関する次に掲げる書類

イ・ロ　（略）

ハ　最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書（これらに類する書面を含む。）その他最近の業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類

ニ　（略）

五・六　（略）

（法第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合連合会が従属業務等を専ら営む会社等を子会社としようとする場合等の届出）

第二百二十九条　法第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合連合会は、法第九十七条第六号から第八号までのいずれかに該当することにより同条の規定による届出をしようとするときは、届出書に次に掲げる書類を添付して行政庁に提出しなければならない。

一～三　（略）

四　法第九十七条第六号に該当する場合にあっては、当該届出に係る子会社に関する次に掲げる書類

イ・ロ　（略）

ハ　最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書（これらに類する書面を含む。）その他最近の業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類

ニ　（略）

五・六　（略）

（法第十条第一項第十号の事業を行う農業協同組合連合会が従属業務等を専ら営む会社等を子会社としようとする場合等の届出）

第二百三十条　法第十条第一項第十号の事業を行う農業協同組合連合会は、法第九十七条第九号から第十一号までのいずれかに該当することにより同条の規定による届出をしようとするときは、届出書に次に掲げる書類を添付して行政庁に提出しなければならない。

一～三　（略）

四　法第九十七条第九号に該当する場合にあっては、当該届出に係る子会社に関する次に掲げる書類

イ・ロ　（略）

ハ　最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書（これらに類する書面を含む。）その他最近の業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類

ニ　（略）

五・六　（略）

（届出事項等）

第二百三十一条　法第九十七条第十二号の農林水産省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　（略）

（削る。）

二　その子会社が名称、本店の所在地若しくは主な業務の内容の変更（本店の所在地の変更にあっては、変更前の位置に復することが明らかな場合を除く。）、合併又は業務の全部の廃止を行った場合（法第九十七条第四号の規定により子会社でなくなったことについて同号の届出をしなければならないとされるもの及び同条第五号の規定により子会社対象会社に該当しない子会社となったことについて同号の届出をしなければならないとされるものを除く。）

四　法第九十七条第三号に該当する場合にあっては、当該届出に係る子会社に関する次に掲げる書類

イ・ロ　（略）

ハ　最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書その他最近の業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類

ニ　（略）

五・六　（略）

（法第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合連合会が従属業務等を専ら営む会社等を子会社としようとする場合等の届出）

第二百二十九条　法第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合連合会は、法第九十七条第六号から第八号までのいずれかに該当することにより同条の規定による届出をしようとするときは、届出書に次に掲げる書類を添付して行政庁に提出しなければならない。

一～三　（略）

四　法第九十七条第六号に該当する場合にあっては、当該届出に係る子会社に関する次に掲げる書類

イ・ロ　（略）

ハ　最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書その他最近の業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類

ニ　（略）

五・六　（略）

（法第十条第一項第十号の事業を行う農業協同組合連合会が従属業務等を専ら営む会社等を子会社としようとする場合等の届出）

第二百三十条　法第十条第一項第十号の事業を行う農業協同組合連合会は、法第九十七条第九号から第十一号までのいずれかに該当することにより同条の規定による届出をしようとするときは、届出書に次に掲げる書類を添付して行政庁に提出しなければならない。

一～三　（略）

四　法第九十七条第九号に該当する場合にあっては、当該届出に係る子会社に関する次に掲げる書類

イ・ロ　（略）

ハ　最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書その他最近の業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類

ニ　（略）

五・六　（略）

（届出事項等）

第二百三十一条　法第九十七条第十二号の農林水産省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　（略）

二　法第十条第一項第三号又は第十号の事業を行う農業協同組合が前号に規定する子会社の議決権を取得し、又は保有した場合

三　その子会社が名称、本店の所在地若しくは主な業務の内容を変更し、合併し、又は業務の全部を廃止した場合（法第九十七条第四号の規定により子会社でなくなったことについて同号の届出をしなければならないとされるもの及び同条第五号の規定により子会社対象会社に該当しない子会社となったことについて同号の届出をしなければならないとされるものを除く。）